

岸和田市農業委員会
第13回（令和6年7月）総会議事録

1 日 時 令和6年7月5日（金） 午後1時30分～午後2時10分

2 場 所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 岸和田農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第2号 小作料認可書等の抹消について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請意見聴取について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について

議案第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分数1号）農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

（専決処分数2号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分数3号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

（専決処分数4号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

（専決処分数5号）農地の使用貸借の解約通知確認について

5 出席委員 12 名（定数 14 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 10 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

南 加代子委員、楠本 忠雄委員、小山 藤夫委員、田中 唯夫委員

7 出席事務局職員

和田参事、立花主任

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長

総会に先立ちまして、7月1日より谷藤 栄一氏が新たに農業委員として任命されました。農業委員として、遊休農地の発生防止、農地利用の最適化に取り組んでいただくとともに、地域の農業における中心的存在としてご活躍いただき、農業振興にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、現在、地域計画の策定に向けた取組みが本格化しております。法に基づき、昨年度、農業委員会は、アンケート調査をもとに目標地図の素案を作成しました。

座談会では、ファシリテーター研修を踏まえ、農業を取り巻く全国共通の課題等を例示しながらワークショップ方式を採用した第1回の話し合いを行っており、すでに開催4地区では、地域特有の課題や解決方法など、将来に向けた前向きな意見が出されています。

農業委員・推進委員の皆様におかれましては、担当地区の地域座談会にご出席頂きまして、農地の出し手・受け手の意向を適切に把握するとともに、地域の話し合いがスムーズに進むよう、ご尽力を賜りますよう、宜しくお願い致します。

それでは本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局

本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員14名の内12名、推進委員12名の内10名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。以上でございます。

議長

次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。

4番 米本 巧委員、5番大嶋 浩一委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「岸和田農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局

上程されました議案第1号につきましてご説明いたします。

議案書(その1)1ページをお願いいたします。

本件は、岸和田農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、岸和田市長から本委員会に意見を求めたもので、1ページの一覧表のとおり1件でございます。計画変更の理由は農家住宅を建設するためでございます。

これについて大阪府環境農林水産部の「農業振興地域の整備並びに運用管理に関する事務取扱要領」に定める要件を満たすものと認め、農用地区域から除外するものでございます。

事前に行われた東葛城・山滝地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、意義ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長

説明が終わりました。

只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員

異議なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、議案第１号１番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・
山滝地区
協議会会
長

それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第１号１番の農地について、審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる７月２日、いずみの農協東葛城支店において慎重に審議した結果、原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。

以上でございます。

議長

東葛城・山滝地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員

異議なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、議案第１号は原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しましてご異議ございませんか。

委員

異議なし

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。

次に、議案第２号「小作料認可等の抹消について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局

それでは、上程されました議案第２号につきましてご説明いたします。

議案書（その１）２ページをお願いいたします。

本件は、小作事項の整備に関する要綱第６条第４号の規定による小作料認可書等の抹消で、２ページのとおり１件でございます。

本件については、事前に行われた山直上地区協議会において、実体上小作地でないまま１０年以上が経過し、関係各位に確認したところ、事実関係に相違なく、今回所定の抹消要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 2 号 1 番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会 会長 それでは、山直上地区協議会における議案第 2 号 1 番の農地について、審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 7 月 4 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり抹消することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 山直上地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 2 号は原案のとおり抹消するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は原案のとおり抹消するものと決しました。

次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 それでは、議案第 3 号につきまして、ご説明致します。

議案書（その 1）3 ページをお願い致します。

本件は、農地法第 3 条の規定による農地の所有権移転が 3 ページの一覧表のとおり 2 件です。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審議した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。

只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第３号１番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第３号１番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる７月３日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第３号２番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第３号２番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる７月１日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第３号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第４号についてご説明致します。
議案書（その１）４ページをお願い致します。
本件は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は４ページから６ページの一覧表のとおり６件でございます。

1 番から 6 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 6 年 7 月 18 日から令和 9 年 7 月 17 日まででございます。

事前に行われた南掃守地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 4 号 1 番から 6 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第 4 号 1 番から 6 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 7 月 3 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 南掃守地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 4 号について原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 5 号についてご説明致します。

議案書（その 1）7 ページをお願い致します。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸し付申出書及び農地の借り受希望者から農地借り受申出書が提出され、大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づき、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、7 ページの一覧表のとおり 2 件で、1 番の設定する利用権は使用貸借権で期間は令和 6 年 9 月 1 日から令和 16 年 8 月 31 日まで、2 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 6 年 12 月 3 日から令和 16 年 11 月 30 日まででございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、大阪府みどり公社に計画の作成を要請することを行うことが妥当であると報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 5 号 1 番・2 番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 会長 それでは、有真香地区協議会における議案第 5 号 1 番・2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 7 月 4 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 有真香地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 5 号は原案のとおり要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員 意義なし

議長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号は原案のとおり一般社団法人みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決しました。

次に、議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第 6 号につきましてご説明いたします。

議案書（その 1）8 ページをお願いいたします。

本件は、農地法第 4 条の規定による許可申請で、一覧表のとおり農地を農地以外の用途にするための転用が 1 件であります。

1 番は露天資材置場として転用するものであり、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地と判断しています。これらの件につきまして、事前に行われた山直上地区協議会において、現地調査等、慎重に審議した結果、妥当と思われ、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第6号1番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会 会長 それでは、山直上地区協議会における議案第6号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる7月4日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、許可やむを得ないものと認め承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 山直上地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第6号は原案のとおり承認し意見聴取することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり決定し意見聴取することに決しました。

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第7号についてご説明いたします。

議案書（その1）9ページをお願いいたします。

まず1番ですが、被設定人は家族が増え、居住している賃貸住宅が手狭になったことから、父から土地を使用貸借し、農地を一部分筆し、分家住宅を建築するものでございます。

農地区分は他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地であると判断しております。

使用借人は土地を所有しておらず、また他に建築可能な土地がなく、使用貸人である父の自宅・耕作地に隣接する申請地に建築するもので、代替性はないものと判断しております。事前に行われた山直上地区協議会において、現地調

査等、慎重に審議した結果、妥当と思われ、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 7 号 1 番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第 7 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 7 月 4 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、許可やむを得ないものと認め承認し、原案のとおり意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 山直上地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案 7 号は原案のとおり承認し意見聴取することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号は原案のとおり承認し、意見聴取することに決しました。

次に、議案第 8 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 8 号についてご説明致します。

議案書（その 1）10 ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、10 ページから 11 ページ一覧表のとおり 4 件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第 8 号 1 番のうち、土生郷地区に対する農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 8 号 1 番のうち、土生郷地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 7 月 2 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議長 続いて、議案第 8 号 1 番のうち、南掃守地区の農地及び 2 番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第 8 号 1 番のうち、南掃守地区の農地、及び 2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 7 月 3 日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議長 続いて、議案第 8 号 3 番・4 番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第 8 号 3 番・4 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 7 月 1 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

 以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 8 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案のとおり証明するものと決しました。

議長 議案（その２）に入る前に、山直上地区協議会で協議を行っている、過去に露天資材置場で４条申請があり、許可した積川町の案件について事務局より説明おねがいします。

事務局 積川町で露天資材置場の４条申請があり、令和６年２月の地区協議会、総会で審議を行い、大阪府農業会議での意見聴取を経て、許可した案件になります。許可後、申請者から整地した内容での完了報告書が提出されました。その後、農地パトロールのなかで、その場所に売り物件の看板がたっており、申請内容・利用計画書にあった露天資材置場の使用が確認できておらず、農地法第５１条第１項第４号の可能性があるため、申請者に意見聴取を行う予定になっています。

議長 農林水産省からも、資材置場の農地転用については厳格な対応が求められています。農業委員会として引き続き対応を進めていきます。

次に、議案書（その２）専決処分の報告に移ります。

報告第１号「専決処分の報告」を一括して報告致します。報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その２）報告第１号についてご説明致します。

議案書（その２）１ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第１９条により、専決処分を行なった内容で、令和６年５月２１日から令和６年６月２０日までの報告となります。

２ページをお願い致します。専決処分第１号「農地法第１８条第６項による解約通知確認について」ですが、２ページの一覧表のとおり１件でございます。これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したものでございます。

次に３ページをお願いします。専決処分第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について」は、農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、４ページの一覧表のとおり、５月２１日から５月３１日までに届出がなされ、令和６年６月５日に専決処分を行なった内容が２件、５ページの一覧表のとおり、６月１日から６月１０日までに届出がなされ、令和６年６月１５日に専決処分を行なった内容が２件、６ページの一覧表のとおり、６月１１日から６月２０日までに届出がなされ、令和６年６月２５日に専決処分を行なった内容は２件でございます。

事務局

7 ページをお願いします。専決処分第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、8ページの一覧表のとおり5月21日から5月31日までに届出がなされ、令和6年6月5日に専決処分を行なった内容が2件で、次に、9ページ・10ページの一覧表のとおり、6月1日から6月10日までに届出がなされ、令和6年6月15日に専決処分を行なった内容は3件、11ページ・12ページの一覧表のとおり、6月11日から6月20日までに届出がなされ、令和6年6月25日に専決処分を行なった内容は1件でございます。

次に12ページをお願いします。専決処分第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明で、12ページの一覧表のとおり1件でございます。

次に、13ページの専決処分第5号「農地の使用貸借の解約通知確認について」ですが、一覧表のとおり1件でございます。

これは使用貸人と使用借人との間で合意解約したものでございます。

以上、専決処分報告第1号から第5号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。 以上でございます。

議長

報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員

なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

議長

以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員

なし

議長

特段ないようですので、これで第13回総会の議事を終了いたします。

令和6年7月5日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 米 本 巧

委 員 大 嶋 浩 一